

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例

青森市議会議員定数条例（平成十七年青森市条例第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
本則中「三十五人」を「三十二人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に青森市議会議員の職にある者に係る青森市議会の議員の定数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

（ ） ◇ （ ）

提案理由

青森市議会の議員の定数を改正するため、提案するものである。